

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案要綱に対して提出された意見とこれに対する考え方について

(委員長私案1)

1 意見募集の結果

平成28年1月28日(木)から同年2月24日(水)までの間、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案要綱についての意見を募集した結果、4名(団体)の方から4件の意見が提出されました。なお、これら条例案要綱案については、関係団体に対しても、意見照会を行いました。

2 提出された意見(4件)

条等	項目	条例案の内容	提出された意見の概要	修正の可否	意見に対する考え方(案)	
1	前文	- 滋賀県は、古来より近江国と称され、数少ない一国からなる県である。古くから交通の要衝となり、常に人やもの、情報が行き交うといった地理的な条件や琵琶湖とこれを取り囲む山々をはじめとする豊かな自然環境等に基づく独特の風土、文化等の中から、固有の原材料、生産の技術や方法等を用いて、地域に密着した産業や独自の産品が生まれ、発展してきた。 (中略)	「古来より近江国と称され」とあるが、「古来より」は「から」という意味が含まれており、「古来」か「古より」に変更される方がよいのではないかと。	修正	<u>ご意見のとおり「古来」に修正します。</u>	
2	第4条	県の責務 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する総合的な施策を策定し、および計画的に実施するものとする。 2 県は、前項の規定による施策の策定および実施に当たっては、近江の地場産業事業者等、市町、大学等の研究機関その他関係者との連携協力を努めるものとする。 3 県は、基本理念にのっとり、近江の地場産品の需要の拡大を図る社会的気運を醸成するとともに、近江の地場産品を積極的に活用し、または使用するよう努めるものとする。 4 県は、市町が近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策を策定し、および実施するときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。	事業者の方を向いた項目に偏り、県民が近江の産物や地酒を積極的に用いるという判断を導くような、県民に対する動機付けなり、インセンティブのようなものが明確にされていないことから、県の責務に県民に対する明確なインセンティブ付与を加えるべきである。	原案のとおり	第4の県の責務の第3項で近江の地場産品の需要の拡大を図る社会的気運を醸成する旨を規定しており、原案のとおりといたします。	
3	-	全体	-	本県の地場産業や伝統的工芸品は市町と密接な関係にあることから、市町の役割を盛り込んでいただきたい。	原案のとおり	県の条例で市町の役割を規定することは適当ではないことから、原案のとおりといたします。

※ 下線部分は、条例案要綱を修正することを示しています。

4	-	(運用)	-	業界にとっては大変ありがたい内容であり、滋賀地場産業界の底上げをお願いしたい。	(運用)	条例により地場産業等が振興されるよう要請します。
---	---	------	---	---	------	--------------------------